

福島県国民健康保険団体連合会理事会議事録

令和5年2月10日、次により福島県国民健康保険団体連合会の理事会が開催された。

- 1 日 時 令和5年2月10日（金） 午後1時30分より
午後2時40分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1
ウィル福島アクティおろしまち 2階 レセプションホールⅢ
- 3 出席者 役 員 17名（出席理事10名、書面出席理事7名）
事務局長 9名（参与兼事務局長・事務局次長・事務局参事・課長）
計 26名 ※別紙参照

4 会議の目的事項

[議決事項]

- 議案第1号 令和4年度一般会計歳出補正予算（第5号）
- 議案第2号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算（第3号）
A 業務勘定
- 議案第3号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳出補正予算（第3号）
A 業務勘定
- 議案第4号 令和4年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第2号）
- 議案第5号 令和4年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）
- 議案第6号 規則の制定について
- 議案第7号 規程の全部改正について
- 議案第8号 規則及び規程の一部改正について
- 議案第9号 令和5年度事業計画
- 議案第10号 令和5年度負担金及び手数料等
- 議案第11号 積立資産及び引当資産の処分について
- 議案第12号 令和5年度一般会計歳入歳出予算
- 議案第13号 令和5年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算
A 業務勘定
B 国民健康保険診療報酬支払勘定
C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
D 出産育児一時金等に関する支払勘定

- E 抗体検査等費用に関する支払勘定
- 議案第 14 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定 (後期高齢)
 - B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定 (後期高齢)
- 議案第 15 号 令和 5 年度国保基金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 16 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定 (介護)
 - B 介護給付費等支払勘定
 - C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定 (介護)
- 議案第 17 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定 (障害者総合支援)
 - B 障害介護給付費等支払勘定
- 議案第 18 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算
 - A 業 務 勘 定 (特定健診・特定保健指導)
 - B 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定
- 議案第 19 号 令和 5 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算
- 議案第 20 号 令和 5 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算
- 議案第 21 号 令和 5 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算
- 議案第 22 号 令和 5 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について
- 議案第 23 号 令和 5 年度国保総合システム等更改における導入等業務委託契約の締結について
- 議案第 24 号 役員の選任について
- 議案第 25 号 通常総会の開催について
- [そ の 他]

5 会議の状況と顛末

(1) 開 会 (午後 1 時 30 分)

司会が理事会の開会を宣した。

(2) 挨拶

三保会長が次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会会長の二本松市長、三保恵一でございます。皆様方には御多用の中、しかも雪の降る中にもかかわらず、本日の理事会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営に対しまして、日ごろより格別の御理解と御協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

はじめに、日本国内において新型コロナウイルスの感染が確認をされてから 3 年が経過いたしました。政府は先月これまでの感染症法上の分類を二類から五類へ引き下げの方針を決定して、大きな転換期を迎えるところであります。引き続き医療費等の公費負担の在り方

やワクチン接種の在り方、さらには医療体制の確保などまだまだ課題は残るものの令和5年度は、行動制限も緩和されまして、少しでもコロナ禍前の日常の生活が戻ることを期待したいところであります。

さて、本会を取り巻く情勢でございますが、現在、国においては持続可能な社会保障制度の構築のため、データヘルス改革を強力に推し進めております。その鍵となりますオンライン資格確認等システムの医療機関等への導入が、今年4月から原則義務化されることとなります。

さらに来年度には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を目指すなど、データヘルス改革の実現に向けた基盤が着実に構築されようとしております。本会においても今後の国の動向を注視しながらこれらの取り組みの普及・促進、データヘルス改革推進の一助となるよう引き続き積極的に対応してまいります。

本日の理事会は、令和5年度の事業計画及び予算、そして新役員の選任など、協議案件が多数ございます。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

(3) 出席者報告

司会が、次のとおり出席状況、並びに理事会が成立する旨を報告した。

理事数：17名

出席者：10名

書面による出席者：7名

(4) 議 事

三保会長が議長になり議事に入った。

[議決事項]

議案第1号 令和4年度一般会計歳出補正予算（第5号）

議案第2号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算（第3号）

A 業 務 勘 定

議案第3号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳出補正予算（第3号）

A 業 務 勘 定

議案第4号 令和4年度レセプト点検業務特別会計歳出補正予算（第2号）

議案第5号 令和4年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

ア. 議長が議案第1号から議案第5号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第1号から第5号までについて次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。よろしくお願いいたします。

議案第1号から議案第5号までの令和4年度、各会計の補正予算について、一括で御説明申し上げます。それぞれの議案書は個別にございますが、要点をまとめました説明資料①で御説明をさせていただきます。

説明資料①表紙をおめくり願います。

はじめに、この度の5つの会計の補正予算のうち、3つの補正に関連いたします、ICT積立資産の積み立てについて、前置きで御説明させていただきます。

昨年11月に担当課長の皆様に御説明をいたしました資料から抜粋をしたものでございまして、1の概要・経緯に記載をしております、平成31年の国通知に基づきまして、3行目からになりますが、連合会は、特別会計の事業運営において、ICTやAIを活用したコンピューターチェックの導入等による審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取り組みに充てるため、ICT積立資産として所要の額を積み立てられることとなりました。同じ年の令和元年7月に開催をいたしました本理事会にお諮りをし、関係規則の制定を済ませてはございましたが、ここ数年の赤字財政の改善、収支均衡を優先といたしまして、積立を見送ってまいりました。

2の積立方針に記載をいたしましたとおり、今後の技術革新、DX化・クラウド化対応などにより、新たに保険者に負担を求めることを極力避けること、また、昨年秋10月に総括としてとりまとめました令和3年度までの5年間で進めてまいりました財政運営計画によりまして、最終年度の令和3年度に当年度収支で赤字を解消できた、という経緯も踏まえまして、令和4年度より、いよいよ積立を開始する方針である、ということをお説明しておりました。

続く3に、令和4年度に積立を行う会計と金額を載せております。令和4年度の決算見込みの状況から試算をいたしまして、記載の3つの会計、診療報酬審査支払特別会計、これは国保業務の会計となります。そして次の後期高齢者医療の特別会計に、それぞれ5,500万円を、一番下レセプト点検業務の特別会計に400万円、合わせまして1億1,400万円の積立が可能と判断いたしました。

その他の会計については、決算状況、繰越金等の見込み額を勘案し、今年度の積立は見送ることとしております。繰返しになりますが、ICT積立資産は、国の通知、一定のルールに従いまして、将来のために備えるものでありまして、保険者財政への影響を最小限に抑えるために、本会でしっかり来るべきときのために資金をお預かりするということにつきまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上、本会で初めての積立、歳出となりますICT積立資産の目的等を踏まえまして、以降の補正予算について御理解をいただければと存じます。

それでは、1枚おめくりをいただきまして、議案第1号、こちらは令和4年度の一般会計歳出のみの補正でございます。

歳出予算について、予定しておりました退職金特別会計繰出金を500万円減額いたしまして、予備費に同額を増といたします。合計0円、同一会計の歳出予算内での増減のため、補正後の総額には変更ございません。こちらは、下の※印に記載のとおり、向こう5年以内の退職予定職員の退職金について、その職員が所属する特別会計から繰出すこととしておりますが、補正理由に記載のとおり当該職員の異動に伴い、つまり一般会計の所属から外れ、次の議案になりますが国保の特別会計所属となりまして、国保から繰出すこととなったため、一般会計からの繰出を減額するものでございます。

続いて3ページへお進みいただきまして、議案第2号は診療報酬審査支払、国保の特別会計、こちらも歳出のみの補正となります。補正内容の歳出を御覧いただきまして、順番が前後しますが、2番目の退職金特別会計繰出金500万円を増額。今ほど御説明いたしました内容と逆になりまして、国保会計所属となった当該職員分の退職金を特別会計に繰出します。

そして、その上が先ほど説明いたしましたICT積立資産積立金となります。当初予算に計上しておりました1,000円を、5,500万円の積立といたしますので、5,499万9,000円の増額となります。二つを合わせて5,999万9,000円となりますが、当初予算計上時、予期せぬ予算外、想定外の支出のために確保しておりました予備費を充当、減額いたします。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第3号は、後期高齢者医療関係業務特別会計の歳出補正予算となります。

こちらは、ICT積立を国保同様、5,500万円積み立てるため、当初予算1,000円との差額5,499万9,000円の増額補正。同額を予備費から充当いたします。

続いて5ページは、レセプト点検業務特別会計の歳出補正予算となります。

同様に400万円のICT積立資産積立のため、399万9,000円を増額し、予備費を同額減額といたします。

最後に6ページを御覧ください。

議案第5号は、職員退職金特別会計の歳入歳出補正予算となります。

まず、歳入でございますが、先ほどの議案第1号及び第2号で御説明しましたとおり、所属会計の変更により、一般会計からの繰入を500万減額、2行目の診療報酬会計からの繰入をまず500万増とします。さらに、先に右側歳出を御覧いただきたいと思いますが、今年度、職員1名の定年前退職者への退職金の支給が必要となりましたため、職員退職金72万1,000円を増額し支給いたします。退職金支給のため、また左側の歳入を御覧いただきますと、真ん中の国保会計より追加で57万6,000円の繰入れ、500万と合わせて繰入金を557万6,000円の増額とし、その下、後期会計からの繰入金を14万5,000円増額いたします。国保からの繰入57万6,000円と後期からの繰入14万5,000円を合わせて72万1,000円とし、退職金の歳出に充てることといたします。なお、57万6,000円と14万5,000円の按分額、比率につきましては、当該職員のこれまでの両会計への所属年数により算出したものとなっております。

以上、議案第1号から議案第5号、令和4年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第1号から議案第5号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第6号 規則の制定について

議案第7号 規程の全部改正について

議案第8号 規則及び規程の一部改正について

ア. 議長が議案第6号から議案第8号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 総務課長が議案第6号から第8号までについて次のとおり説明を行った。

議案第6号から第8号まで規則・規程の改正等について一括で御説明申し上げます。こちらにも議案書とは別に概要をまとめました説明資料②で御説明させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

議案第6号は、新たな規則の制定についてでございます。

1の制定する規則は、福島県国民健康保険団体連合会国保データベース（KDB）システム負担金規則でございます。

2の制定する理由でございますが、まずKDBシステムとは、本会が保有します医療・介護のレセプトデータ、特定健診のデータを集約管理しまして、統計情報などを提供することによって、市町村保険者における効果的な保健事業の実施をサポートするためのシステムでございます。黒ポツに2点記載をしておりますが、そのKDBシステムの機能改善や、令和6年度からのクラウド化へ向けました機器更改が予定されておりました、開発元である国保中央会への負担増が求められております。

そして、2つ目に、市町村においてはKDBシステムを更に有効活用し、住民の健康づくり等に寄与することが国から求められております。そのための本会の支援について充実強化を図るための財源を確保すること、その財源について他の会計との明確化・透明化を図ること、以上の理由から令和5年度より新たに国保データベース（KDB）システム負担金を徴収させていただきます。

なお、令和5年度の各市町村の負担金額について、次の2ページに掲載しております。横置き資料となりまして、右上に記載のとおり、昨年11月に開催いたしました国保主管課長部会において提示し、その目的等についても御了解をいただいたものでございます。左上に記載の単価、32円25銭に被保険者数を乗じました額を、半期に分割して納付をいただくことといたします。

1ページにお戻りいただきまして、3の施行日、令和5年4月1日でKDBシステム負担金規則を制定いたしますことについて、御承認を賜りたく存じます。

続きまして、3ページを御覧ください。

議案第7号 規程の全部改正についてとなります。全部改正をする規程は、職員の育児休業等に関する規程でございます。

2の改正する理由に記載のとおり、国の法律、育児・介護休業法が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行います。なお、今回の改正に合わせまして、これまでの規程を見直し、表現・整合性について改めて確認・整理した結果を踏まえまして、全面改正といたしました。

3の主な内容につきましては、市町村においても同様の対応がされており、御承知かと存じますが、従来の育児休業について、分割して2回取得することが可能になるという変更、そして従来の育児休業とは別に、出生時育児休業、通称産後パパ育休として、新たな休暇制度を設けるといった内容でございます。

4の施行日は承認をいただきましたら本日、令和5年2月10日、5の適用日につきましては、遡及して対象となる職員はおりませんが、国の改正に合わせ令和4年10月1日とさ

させていただきます。以上が、議案第7号、育児休業等に関する規程の改正となります。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第8号ー1 規則及び規程の一部改正についてでございます。改正する規則は、国保連合会事務局組織規則となります。

2の改正する理由でございますが、本会の基幹業務となる審査業務の更なる充実強化、そして本会に設置しております審査委員会関連業務についても同様に円滑かつ効率化を図ることを目的としまして、組織体制及び分掌事務の一部を変更したいものでございます。

3の改正内容ですが、これまで審査委員会業務を担当しておりました業務管理課、管理調整係を廃止し、業務審査課に新たに審査調整係を新設し、業務を担当することといたします。施行日は令和5年4月1日といたします。

続いて5ページとなります。議案第8号ー2でございます。

1の改正する規程は、職員の給与に関する規程となります。改正する理由にありますとおり、令和4年度の福島県人事委員会勧告に基づきました福島県の条例改正に準じまして、本会においても、自動車等による通勤手当を引き上げる改正となっております。令和5年4月1日を施行日といたします。

以上、議案第6号から第8号まで、規則・規程の改正に関しまして一括で御説明をさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第6号から議案第8号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第9号 令和5年度事業計画

議案第10号 令和5年度負担金及び手数料等

ア. 議長が議案第9号及び議案第10号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第9号及び第10号について次のとおり説明を行った。

事務局長でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第9号 令和5年度事業計画、並びに議案第10号 令和5年度負担金及び手数料等について、一括して御説明申し上げます。

はじめに、令和5年度事業計画についてでございます。

議案第9号の1ページを御覧ください。

第1基本方針とございますが、こちらは、今年度より実施しております「第2次中期経営計画」の3つの基本方針でございます。各基本方針の具体的な取り組みを2の重点事業といたしまして記載しております。ページ中ほど、基本方針の1「保険者事業運営の支援」には、重点審査の強化を行う(1)の審査業務の充実・強化と支払業務の着実な実施を含め、4つの具体的な取り組みがございます。

議案の2ページを御覧ください。

特に(2)「療養費の適正化に向けた支援」のイ、あはき療養費の業務拡大でございますが、このあはきとは、イの上の注にございますように、あんま・マッサージ・はり・きゅうのことでございまして、令和6年4月より、現在、各保険者にて行っております、受付業務

を受託し、新たに審査委員会も設置するための準備を進めてまいります。

また、(4)の「KDBシステム利活用支援とデータ分析事業の拡大」のイ、第3期データヘルス計画策定支援では、保険者が令和6年度までに策定する計画に対し、本会では標準的な計画様式を企画し、データ集計、分析、健康課題の抽出などの作成支援を実施いたします。

3ページを御覧ください。

基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」は、3つの取り組みがございますが、特に(3)の「デジタル社会に適応したシステム更改」では、今後、各システムがクラウドにて更改を予定しており、アの次期国保総合システムでは、導入作業等を着実にを行い、保険者業務に支障をきたすことのないよう、安定稼働を目指し、イの介護保険・障害者総合支援システムでは、令和7年度の更改に向け、検討事項の整理などの準備を進めてまいります。

4ページを御覧ください。

次に、基本方針の3「健全で効率的な組織運営への取り組み」も3つの取り組みがございます。特に、(2)の「持続可能かつ健全な財政運営」のアに会計の収支均衡、イに積立金の確保とございますが、各会計の収支均衡を図りつつ、高度化・高額化するシステム更改経費に備えるとともに、将来にわたり安定的な財政運営とするため、先程、説明がありましたICT積立資産等、適切な積立金の確保に努めてまいります。

以上が令和5年度の重点事業でございます。

なお、5ページからは第3基本事業といたしまして、基本方針ごとに各事業を記載してございますが、これらの事業につきましても確実に実施してまいります。

続きまして、議案第10号 令和5年度負担金及び手数料等につきまして、改定及び新設いたしたい手数料についてのみ、御説明申し上げます。

議案第10号の4ページを御覧ください。

改定いたしたい手数料は、下線を引いております、項番19の国保情報集約システム手数料でございます。この手数料は、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により毎年度手数料をお示ししており、令和5年度は、5年度末機器更改分の積立が終了したため、現行15円68銭から引き下げ、9円86銭といたします。なお、機器更改を終えますと、また次の機器更改分の積立が開始されるため、令和6年度の手数料につきましては、現行単価程度まで戻る可能性がございます。

新設いたしたい負担金は、先ほど、議案第6号 規則の制定におきまして、御承認いただきました、項番22の国保データベースKDBシステム負担金でございまして、記載の額について御負担をお願いしたいものでございます。

只今、御説明いたしました以外の負担金・手数料等につきましては、今年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第9号並びに議案第10号について一括して御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第9号及び議案第10号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言な

く、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 11 号 積立資産及び引当資産の処分について

議案第 12 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出予算

議案第 13 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業 務 勘 定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 14 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業 務 勘 定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第 15 号 令和 5 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 16 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業 務 勘 定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第 17 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

A 業 務 勘 定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 18 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業 務 勘 定（特定健診・特定保健指導）

B 特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 19 号 令和 5 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 20 号 令和 5 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 21 号 令和 5 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 22 号 令和 5 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア．議長が議案第 11 号から議案第 22 号を一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．総務課長が議案第 11 号から第 22 号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第 11 号から議案第 22 号までの令和 5 年度歳入歳出予算に関連します議案につきまして、一括で御説明いたします。

まず、議案第 11 号積立資産及び引当資産の処分について、御準備いただきまして、1 ページをお開きください。

この議案は、国の通知に基づき積み立てを行いました、令和 4 年度末時点で保有いたします本会の各種資産について、令和 5 年度の当初予算に繰入をするために行う処分について、認定を求めるものでございます。3 つの資産について、それぞれ処分を行います。1 つ目は、

財政調整基金積立資産、処分金額は2億5,046万9,000円でございます。処分金の使途は、事業運営上の不測の事態による収入減の補填のため。国の定めに従いまして、令和4年度末に積立した全額を令和5年度当初予算へ繰入れいたします。

2つ目は減価償却引当資産でございます。システム機器等の購入後に、次の買い替え時の経費に充てるため、毎年積立を行っております資産となりまして、(3)に記載のとおり、3月末時点で11億3,900万円を保有しておりますが、そのうち(1)に記載の3億9,321万8,000円を取り崩し処分いたします。処分金の使途は減価償却資産取得支出のためとなっておりますが、令和5年度に予定しております各種システム更改のための経費といたします。

3つ目は、ICTを活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産でございます。本日最初の議案で御説明いたしました。令和4年度に積立を予定しております1億1,400万円をいったん処分し、改めて令和5年度予算で保有いたします。

裏面2ページに只今御説明しました資産について、会計ごとの内訳を記載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上が議案第11号の説明でございます。

続きまして、議案第12号から議案第22号までの11の議案につきましては、議案書と別に準備をしております説明資料③をもとに、概要・ポイントのみ簡潔に説明をさせていただきます。

説明資料③の1ページをお開き願います。

福島県国保連合会令和5年度当初予算でございます。

令和5年度予算総額は、6,513億3,715万2,000円、前年度比105.05%、額にして313億986万2,000円の増の当初予算となりました。

ページの中ほどに、各会計の当初予算一覧を掲載しております。令和5年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計、5つの特別会計は15の勘定で経理いたしまして、それぞれ左から5年度予算、4年度予算、前年度比を記載しております。会計ごとの詳細な説明は省略いたしますが、ページの一番下、枠で囲いました、当初予算の状況について簡単にまとめております。本会の予算総額約6,500億円うち、99.4%は「保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う」といった、診療報酬等の受払いとなっております。前年度比約313億円の増のうち300億円程度が、これら診療報酬等の増を見込んだものとなっております。新型コロナウイルス感染症が未だ完全に収束しない、不透明な状況下ではありますが、令和4年度の決算見込みを見ましても医療費等の伸びは続くものと試算しております。

また、介護及び障害関係の会計につきましても、記載のとおり受給者の増加、介護職員処遇改善支援に係る介護報酬の見直しなどを考慮し、それぞれ増を見込んだものとなっております。なお、本日会長の御挨拶にもありまして、政府は5年度より新型コロナを二類から五類へ引き下げる方針を決定しておりますが、医療費やワクチン接種の公費負担については現時点で明確にされておられません。今回の当初予算においては、医療費は継続して公費負担、本会で令和3年度より受託しておりますワクチン接種費用の支払業務については5年

度の受託はないものとして予算化をしております。今後国の動向をみまして、必要に応じて予算を補正し対応してまいります。

続いて、2ページを御覧ください。

1. 主要会計の概要でございます。今ほど御説明いたしました予算総額 6,500 億円から 99.4%にあたる診療報酬等の受払い分を除きました本会の業務運営経費を経理いたします主要7会計の状況についての御説明でございます。ページ上の枠で囲っております、本会の主要7会計の令和5年度当初予算は35億7,460万4,000円、前年度比114.64%、額にして4億5,654万9,000円の増となっております。その下に、主要会計ごとの令和4年度予算との比較を載せてございます。右から4列目、業務勘定(障害)が唯一減となっておりますが、その他すべて前年度を上回る予算となっております。

なお、この主要会計の予算額につきましては、表の下に※印で記載をしておりますが、一般会計や各業務勘定において、保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払うだけとなる受払いの一部を経理しております。その分の経費を除きまして、純粹に業務運営にあたる予算のみの集計としております。

その下、予算の主な増減要因を挙げておりますが、いずれも令和5年度に予定します各種システム更改によりまして、機器の調達、システムの入替え等を行うために、開発元の国保中央会に納める負担金や、本会においてシステム運用業者へ支払う経費など、歳出増を見込んでおります。

そして、先ほどから御説明をしておりますとおり、今回のようなシステム関連経費の大きな支出が定期的に計画されることに加え、将来的に新たなシステム関連経費の支出の可能性を考慮し、その都度、新たに保険者に負担を求めることなく、歳出に耐えられるよう、会計全般で積立金の確保に努めることといたします。

ページの一番下、状況として、改めてまとめておりますが、国保被保険者の減少による負担金歳入の減が見込まれる中において、システム関連経費の支出が大きく、厳しい状況となりますが、新たな事業の受託や補助金を有効に活用すること、そして予め積立をしております財源を使用いたしまして、適切に運営、経理を執行いたします。

3ページをお開き願います。

2. 主要会計の概要(歳入)について、各会計歳入予算を科目別に内訳を示した一覧となっております。歳入科目ごとに各会計の金額を記載し、表の右側に歳入科目ごとの合計額、そして前年度比を記載しております。ページの真ん中、円グラフは、予算全体に占める各科目の構成割合を示しておりますが、構成比を見ますと、最も大きな割合を占める手数料は55.11%、その上の一般負担金4.35%、保険者に御負担をいただいているこれら2つの合計で、歳入全体の約60%を占めております。また、今回の特徴的なところでは、お伝えしておりますとおり、今年度は積立金を大きく取り崩しておりますので、積立金繰入金が21.20%と、手数料歳入に次ぐ割合となっております。ページ下に歳入の状況として、3点記載をしておりますが、これまでの説明でお伝えしております内容となりますので、省略をさせていただきます。

続きまして4ページを御覧ください。

3. 主要会計の概要（歳出）でございます。

歳入と同様に、各会計歳出予算の科目別一覧となっております。歳出につきましても、繰返しになりますが、一番左の列、項番5の委託料から項番7の負担金補助交付金について、システム更改にかかる経費、機器等の調達経費、開発元への負担金等の支出により、前年度比で大きく増となっております。

また、項番8の積立金につきましては、機器の更改に伴う新たな減価償却積立やICT積立金について、将来に備え可能な限り積み増しを行うべく予算を計上しております。その積立を十分に確保する観点から、占める割合を大きくした分、項番12の予備費ですが、現時点において予期できない想定外の支出等に備える予備費となりますが、下のグラフにもありますとおり、全体の8.47%と、前年度までは全体の約10%程度を確保しておりましたが、若干、割合が減少しております。その他の構成割合については、前年度と比較しましても、大きな増減はありません。以上、令和5年度予算の概要についての説明とさせていただきます。

次の5ページをお開きください。

こちらは参考といたしまして、令和5年度予算において積立を予定しておりますICT積立資産について、別途切り出して御説明したいものです。まず資料下段の2、令和4年度の積立額でございますが、冒頭の予算補正で御説明しましたとおり、今年度新たに国保・後期にそれぞれ5,500万円、レセプト点検会計に400万円を積立いたします。

そして、先ほど積立資産の処分について御説明したとおり、いったん全額を取り崩し、処分いたしまして、令和5年度予算歳入として繰入れます。資料の上段は令和5年度に積み立てる額を掲載しております。

それぞれ上段・下段の表の一番上、診療報酬審査支払特別会計、国保の会計になりますが、下の4年度は5,500万を積みますが、上の5年度は1,500万円を積み増ししまして、7,000万円を積み立てし直す、ということになります。

各会計同様になりますが、各2段目の後期の会計においては、同じく5,500万円に2,500万円を積み増して8,000万円、介護・障害は飛ばしまして、特定健診会計については、令和4年度は積立できませんでしたが、歳入が若干増えそうな予算を見越しまして、5年度には500万円程度積めるのではないかと試算した結果でございます。令和5年度は、総額1億5,900万円の積立を当初予算として計上しております。各会計とも当初予算ベースの見込みでございますが、収支の状況、年度後半の決算見込みの状況次第で改めて、積立可能な会計、金額など妥当性について、見極めたいと存じますが、安定的な運営と保険者の新たな負担の軽減を図るため、将来に向けた備えとして今後も計画的に積立を確保していきたいと考えております。

最後に6ページを御覧願います。

議案第22号 令和5年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について、御説明いたします。令和5年度、本会の一時借入金の限度額につきましては、項番1に記載の11の会

計勘定においてそれぞれ記載の限度額、また、借入条件につきましては項番2から6に記載の5条件にてお願いするものでございます。なお、一時借入が保険者に起因する場合、借入利息につきましては保険者負担とさせていただきます。以上、本会が借入する際の条件等について、御承認をいただきたいものでございます。なお、借入金限度額の合計は45億9,715万円となっております、こちらは東日本大震災当時の被災保険者の医療費等支払実績から推計したものとなっております。

以上、議案第11号から議案第22号までの令和5年度予算関連議案について御説明させていただきました。御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第11号から議案第22号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第23号 令和5年度国保総合システム等更改における導入等業務委託契約の締結について

ア．議長が議案第23号について事務局に説明を求めた。

イ．システム管理課長が議案第23号について次のとおり説明を行った。

システム管理課長と申します。よろしくお願いいたします。

議案第23号 令和5年度国保総合システム等更改における導入等業務委託契約の締結について、御説明いたします。

お手元の議案第23号の1ページをお開きください。はじめに記載のとおり国保総合システム等の更改に伴う導入及び関連する業務について、委託契約を締結したいというものです。本議案では説明資料を後ろに付けておりますので、3ページをお開きください。資料が縦横混在となっております。こちらで説明申し上げます。

まずは、今回更改の対象となります3つの全国標準システムの概要でございます。国保総合システムをはじめ、情報集約システム、KDBシステムが対象となります。これらは国保中央会が開発を担っており、診療報酬の審査支払、保険者による給付情報の管理、県単位での資格情報の管理、保健事業等、幅広く利用されているシステムとなります。

4ページを御覧ください。本調達で対象となる5つの業務の作業をイメージ化したものでございます。今回のシステム更改では国の方針に基づき、全国標準システムがいずれもクラウド化されます。また、導入作業後にそのまま本稼働することから、令和5年度中の初期運用を本調達に含めております。

なお、イメージからもわかりますとおり、国保中央会が管理するクラウドセンターだけでなく、保険者の端末機器から本会内の各種機器等に幅広く作業が必要となります。

5ページを御覧ください。こちらが各業務のスケジュールです。

1行目の国保総合システムは今年の年末から年始にかけて本稼働を迎え、2行目から3行目、情報集約システム及びKDBシステムは2月から3月にかけて本稼働する予定でございます。

6ページを御覧ください。契約予定額とその内訳でございます。本調達の業務は一部を除きほとんどが作業費つまりは人件費となります。物価もそうですが企業の賃金引き上げが叫ばれる中で費用の圧縮は難しい状況でしたが、作業工数等を積み上げた予算額に対し、今般

これら業務を一括とし、ノウハウを生かして効率的に実施することによる交渉の結果、2000万円強の費用圧縮となっております。参考までに比率にして86.67%となっております。契約予定額、総額は1億3,553万604円となっております。

それでは、議案書1ページにお戻りいただきます。

2の契約期間でございますが令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。先ほど説明申し上げたとおり、5つの業務と契約金額を次の3と4に記載しております。

議案書の2ページを御覧ください。

5の契約企業、6の契約方法でございますが、随意契約により現行システムの運用業者である株式会社エフコムに委託したいというものでございます。

7の選定理由です。今般の調達は、3つの大規模システムがクラウドへ移行するという、これまでに経験のない仕組みの変動となります。

資料のまた以降については、次期システムになればすぐに目指すべき姿になるということにはなりません。システム経費が削減されることがひとつの目指す姿ではありますが、それには、まだ時間を要する見込みとなっております。

そのような中で、本調達における次期システムの導入や当面の間の運用といった業務は、まさにその目指すべき姿となるまで変化を続ける過渡期にあたり、不測の事態が起こり得る不安定な時期となります。

したがって、そうした時期にあって、業務継続性の確保を最重要事項として、対応できる現行運用業者である株式会社エフコムとの単独随意契約としたいというものでございます。本調達におきましては、現行のノウハウのある業者との交渉がもっとも質が高く、かつ費用を抑えられる手段であると考えております。一方でサーバーやパソコンといった機器等の調達については、業者による質の差はございませんので、積極的に入札を実施し、費用の節減に努めております。

なお、本日申し上げた業務のうち、一部業務については、令和4年度からの対応が急遽必要となったため、令和4年12月に上程しましたとおり、予算を補正し、「本業務の一部前倒し実施」として現行運用業者である株式会社エフコムと別途契約を締結しておりますことを申し添えます。

以上、議案第23号 令和5年度国保総合システム等更改における導入等業務委託契約の締結についてでございます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第23号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第24号 役員の選任について

ア. 議長が議案第24号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第24号について次のとおり説明を行った。

議案第24号 役員の選任について御説明申し上げます。

現在の役員は、令和5年3月31日をもって任期満了となりますため、次期役員を総会にて選任するにあたり、本会規約第34条第1項第1号の規定に基づき、理事会での議決を求

めるものでございます。

選任する役員は、理事 17 名、監事 6 名。役員任期は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

選任方法でございますが、本会規約第 20 条及び役員選任規程第 3 条により、「会員たる保険者を代表する者」につきましては、福島県を代表する者並びに地区部会から推薦された者を、「保険者を代表する者以外の者」につきましては、理事会から推薦された者を総会で選任する、となっております。

議案をおめくりいただき、1 ページを御覧ください。別添に記載の方々を、2 月開催予定の総会にて選任いただきたいものでございます。

以上、議案第 24 号について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 24 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 25 号 通常総会の開催について

ア. 議長が議案第 25 号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第 25 号について次のとおり説明を行った。

議案第 25 号 通常総会の開催について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

開催日時でございますが、令和 5 年 2 月 20 日月曜日、午後 1 時 30 分から、場所はこちらの「ウィル福島アクティおろしまち」の 1 階でございます、コンベンションホール B 室でございます。開催要領に記載の議事内容にて開催したいものでございます。

以上、議案第 25 号について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ. 議長が議案第 25 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定され審議を終了した。

その他

ア. 議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ. システム管理課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

システム管理課長でございます。

その他といたしまして、事務局より 3 点、御報告させていただきます。

まず、1 点目といたしまして、議案第 23 号にて御承認いただいた事項に関連し、全国標準システム等の令和 6 年度以降の当面の間の運用契約についてでございます。

こちらについては、現行運用業者のノウハウが継続的に必要と考えておりますが、今後開発元である国保中央会と連携し、業務要件をさらに精査して、改めて令和 5 年度の 7 月理事会においてお諮りする予定でございます。

2 点目について、引き続き業務管理課長より御報告いたします。

ウ. 業務管理課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

業務管理課長と申します。

私からあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう療養費の受理業務受託と審査委員会の設置に伴う規則の制定等についてを説明いたします。

資料の上段の枠に目的を記載しております。保険者からの御要望により、事務負担の軽減を図るため、令和6年4月より、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、以降、「あはき」と略して表現させていただきますが、このあはき療養費について、本会として受理業務を受託すると共に審査委員会の設置を行ってまいります。

中段の二重枠に上記業務に必要な規則の制定等としまして、「審査委員会設置に係る規則の制定」と「受理業務の受託と審査委員会の設置で生じる新たな費用を保険者の皆様に御負担いただくための新たな審査支払手数料、療養費等分の設定」をさせていただきますのでございます。

なお、規則の制定につきましては、下段の枠のとおり、令和5年7月に審査委員会の規則制定について、令和6年2月に新たな審査支払手数料（療養費等分）の設定についての上程を予定しております。御承知おきいただきたく存じます。私からの説明は以上でございます。

最後、3点目は総務課長より御報告いたします。

エ. 総務課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

総務課長と申します。

その他といたしまして3点目、最後になりますが、総務課より御案内申し上げます。

本日の令和5年度予算の御説明でも申し上げましたが、令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種の取扱いについて、国から未だ明確な情報がございませんので、令和3年度から本会で受託しております接種費用の支払業務に関する予算を計上しておりません。

参考まで、令和3年度実績で約8億円、令和4年度見込みで5億円程度の予算規模となるものでございます。国の動向、接種対象者、回数、接種期間などが決定し、令和5年度以降も事業を受託することとなりました際には、改めて5年度予算の補正が必要となりますため、早ければ3月、本日理事会を開催したばかりで大変恐縮ですが、理事会、書面表決による理事会とさせていただきますたく存じますが、開催する予定でありますことを、御了承いただきたく、お願い申し上げます。

事務局よりその他といたしまして3点御連絡をさせていただきました。それぞれ御了承をいただけますよう、よろしく願いいたします。事務局より以上でございます。

オ. 議長がその他について、質問、意見等がないか発言を求めたが、発言はなかった。

カ. 議長が理事者よりその他の質問、意見等がないか発言を求めた。

キ. 湯座理事より次のとおり発言があった。

医療費の支払いの件ですが、実は棚倉町ですが、令和2年、3年と前年に比べて医療費の支払いがぐんと上がりました。担当の分析によると、コロナ控えによる例えば受診をしない、健診を受けないことによって重症化して、医療費が伸びたのではないかとというような分析をしているのですが、令和4年度は少しずつ落ちるようです。これは棚倉町だけのことなのか、それとも福島県全体でそういう傾向があるのか、連合会の方で何かそれに関して分析してい

るものがあれば、教えていただきたいと思います。

ク. 議長が事務局に発言を求めた。

ケ. 事務局参事兼保健事業課長が次のとおり説明を行った。

保健事業課長でございます。今の御質問についてなのですが、県全体的にそういった傾向がみられております。ただ、国保の被保険者数については後期高齢へ移行しているなど加入者は落ちてございますが、一人当たりの医療費に関してはそこまでは落ちていかないといった状態になってございます。また、重症化予防ということで国の方でも予防に力を入れておりまして、特に特定健診の受診率、こちらについては令和元年度と比べて令和4年度は、今まだ健診中ではございますが、令和元年度並に戻りつつあるというような状況になっております。やはり、2年度3年度に関しては特定健診の受診率は大きく落ちて、徐々に回復気味というような状況であります。以上でございます。

コ. 湯座理事より了解した旨発言があった。

サ. 議長がその他について各理事へ発言を求めたが、発言はなかったため質疑応答を終了した。

シ. 議長は審議に対する協力に謝意を表し、以上を持って議事を終了する旨を述べた。

(5) 閉会（午後2時40分）

司会が理事会の閉会を宣した。

令和5年2月10日（金）福島市鎌田字卸町10番の1 ウィル福島アクティおろしまちで開催された福島県国民健康保険団体連合会理事会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和5年3月20日

議事録署名人

星 明 彦 印

林 昭 彦 印